

# 入札者規則

雅寶（ガベル）オークション（以下、弊社）が行う美術品の競売（オークション）は本規約に従い行われます。弊社に販売を委託する者、買い受けの申出（ビッド）をする者、弊社との間で売買契約が成立した者その他関係者はこの規約を承認し、本規約に従わなければなりません。但し、弊社との間で別途の合意をした場合は弊社とその合意をした者との間ではその合意が優先します。

## ■ 第一条 原則

- ①弊社は、公開オークションであり、参加希望者は原則として事前に申し込むか、当日受付にて会員登録をすれば自由に参加することができるものです。ただし、弊社は独自の判断で理由を通告なしに、競売参加を拒否する権限を有し、必要に応じて本規約を変更できるものとします。
- ②オークションへの参加者は、必ず本規約を通読し、規約に定められた内容に無条件で従い、本規約を遵守する事を参加資格と致します。当オークションに関する全ての権限は弊社に帰属するものとします。
- ③弊社は、出品作品の真贋について一切の責任を負いません。買受を希望する際には、自己判断において、買受の申し込みをお願いします。

## ■ 第二条 カタログ

- ①弊社は、オークション参加希望者に対して、商品の掲載されたカタログを作成します。当カタログは参加者にとって各商品の参考となるべく作成されるものであり、そこに掲載されている写真および説明については、あくまでも弊社の評価であり、売上の根拠をその表記によって何ら保証するものではありません。よって、カタログ掲載の内容について弊社は、何ら法の義務を負うものではありません。また写真の掲載についても、現物の色調や色彩、欠落などを正確に伝えるものではありません。
- ②当カタログに掲載された内容は、事前の予告なく変更される場合があります。この場合は、オークション当日に書面や口頭にて変更内容をお知らせします。またこのような状況が発生した場合は、変更後の内容にてオークションを行います。
- ③当カタログは出品商品の完全な情報を伝えるものではないことを踏まえた上で、ご参加頂きますようお願い申し上げます。したがって参加者の方には、可能な限り下見会に参加し、購買希望作品をご自身で確認し、自らの責任と判断で購入されますことを強く推奨致します。また落札後のカタログ掲載情報と落札品との差異を理由とする売買契約の解消には応じられません。

## ■ 第三条 会員登録等

- ①参加希望者は、あらかじめ弊社に対して、身分を証明する証明書（免許書、パスポート等）を提示し、住所・氏名など、弊社の指定する項目に記載された書面に必要事項を記入し、会員登録を行う必要があります。
- ②参加希望者は、事前または当日、会場受付にて、保証金（預託金）100万円を預け入れる必要があります。弊社は預託金と引き換えに預り証を発行し、預託者にパドルをお渡し致します。オークション参加による購入代金の支払いが発生した場合は、預託金から優先的に代金が相殺されます。預託金の返却は、預託者本人がパドルを返却する際に預り証と引き換えに行われます。なお預託者と預り証の返却者が異なる場合、また預り証を紛失された場合等、弊社が預託金の返却を行うに足るべく理由が整うまで、その預託金は弊社が保管するものとします。
- ③いかなる場合でも弊社は、参加者がオークション運営に支障をきたすと判断した場合、了承なく参加の登録を拒否および解除することができます。

## ■ 第四条 会場のルール

- ①下見会並びにオークション会場において公共の風紀を乱す言動、挙動をされる方は退場して頂きます。
- ②下見会は原則としてオークション当日もしくは前日に行います。下見会場や具体的な期日、詳細については、その都度弊社がホームページやカタログにてお知らせ致します。下見会では可能な限り、実物調査に役立つようなサービスを心がけます。しかし出品作品に損傷を伴う調査作業はお断りします。
- ③下見会場への入場希望者に対して、弊社では氏名その他身分を明らかにすることを求めることができ、身分証明書などの提示を求めることがあります。弊社の裁量によって、理由を告げることなく、下見会場への入場を拒否することができます。

## ■ 第五条 オークションの運営、ルール等

### 1. 会場での参加

- ①オークション会場への入場は原則自由に入場することができます。パドルはオークション終了までに必ず受付にご返却ください。
- ②円滑なオークション進行を図るために、弊社独自の判断により理由を告げず、すべての入場者に対して会場への入場を拒否する権利を有します。
- ③オークション（競売）には、オークション会場における自由な裁量によるオークションの運営を一任するものとします。それは競り売りにおけるスタート価格の決定、競り上がり価格の幅の決定、落札者の決定、拒否などについての裁量を指し、参加者を含む関係者は全てオークションの裁定に従わなければなりません。

- ④オークションが最終的に最高額入札者と認定した参加者が落札者となります。オークションはハンマーを打ち下ろして落札者を決定します。この時点で弊社が代理人とする売主と落札者との間において売買契約が成立します。
- ⑤弊社が行うオークションは、競り売り方式で行う参加者登録制によるオークションです。購入の申し込みには、当日弊社が配布したパドルを上げることにより行われます。参加者は会場を退場する際に、必ずパドルを弊社に返却する必要があります。弊社は落札者からロット番号1件ごとに手数料として申し受けます。その際の手数料には、消費税が別途加算されます。
- ⑥弊社は、オークション後の商品に対する他社からの売却等に関する依頼を受けることはありません。また、売買契約が成立した後であっても、弊社の事情を優先して当該契約を解除することができます。その際、理由の開示義務はありません。

## 2. 不在入札による参加

- ①オークションには当日会場での参加をお勧めしていますが、会場に来場できない方も、文書送付または電話による入札参加が可能です。弊社は如何なる場合においても入札を拒否する権利を有します。
- ②書面による入札希望の方は、規定日までに保証金（預託金200万円）をお振込み頂き、所定の期日までに登録を済ませてください。指定日までに預託金の入金を確認されない場合は無効となります。オークションカタログ巻末の委託入札依頼書をFAXまたはE-mailで送付して頂き、送付後必ず弊社が参加を受け付けしたかの確認を電話等で行ってください。
- ③会場直通の電話を通じて入札に参加することが可能です。弊社スタッフの人数および電話回線には限りがありますので、オークション開催規定日までに、弊社に電話入札参加希望の旨をお申し出ください。また電話による入札希望の方は、指定日までに保証金（預託金200万円）をお振込み頂き所定の期日までに登録を済ませてください。指定日までに預託金の入金を確認されない場合は無効となります。詳細は申し込み時にご確認ください。なお、以下のような理由により購入希望の落札ができなくても、弊社は一切の責任を負いません。
  - I. 回線等機械のトラブル。
  - II. 該当するロット競売時に何らかの理由で申込者と連絡が取れなかった場合。
  - III. 会場での競り上がりに対応しきれずオークションアからそれ以上高額での入札意思がないと認定された場合。

## ■ 第六条 落札と支払い

- ①オークション後の決済は、開催日の当日、日本円にて現金または所定のカードによるものを原則とします。さらに弊社が認めた場合に限って、後日振込みによる決済を行って頂きます。その際の支払いは7日以内をお願い致します。支払先口座等については、事前に確認して頂くか当日受付にてお訪ねください。落札者が弊社に支払う購入代金は、落札したロットのハンマープライスに本規約「第5条の1. 会場での参加」に規定された手数料、およびその手数料にかかる消費税を合計した総額となります。後日振込み支払いの場合、振込み手数料は落札者の負担となります。支払い期限を過ぎても入金されない場合は、一日あたり支払うべき金額の0.1%の遅延利息が加算されます。
- ②落札者は、弊社に対し、売買代金（落札価格）のほかに、これに加えて、弊社の手数料及び弊社の手数料に対する消費税の合計額をお支払いください。
- ③オークションにより最高額入札者と認定された者の落札はいかなる理由によってもキャンセルすることはできません。ただし弊社がキャンセルを認めた場合には、落札価格の30%がペナルティとして落札者に課されます。話し合いによる解決が困難な場合には大阪地方裁判所に於いて法的措置並びに処理することになります。訴訟にかかわるすべての費用は、落札者の負担となり、会員登録の抹消ならびに今後の参加は禁止致します。
- ④落札が完了し、ハンマープライスが決定した後、弊社ではいかなるクレームも受け付けません。

## ■ 第七条 商品受取

- ①落札作品の所有権は購入代金の支払いが弊社にて確認された時点で落札者に帰し、落札された商品の引き渡しにより売買は完了します。落札商品は精算後に引き渡されます。
- ②落札者は売買成立の時（競売人が最高額買い受け人としてハンマーを打った時点）以後、商品の危険は落札者の負担とします。（当社の責に帰すべからざる事由による滅失、紛失、盗難、毀損、汚損は落札者の負担とします。）
- ③落札者が購入代金等の支払いを完了し、かつ、弊社が商品を落札者に引渡すまでは商品の所有権は落札者に移転せず、落札者が購入代金等を完済した後、弊社が商品を落札者に引渡した時点で当該商品の所有権は落札者に移転とします。
- ④弊社が落札者に商品の引渡しをする以前に、商品について、盗品、遺失物として真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合はまたは法律の定めによる売買禁止物（所持の禁止を含む）であることが判明した場合、弊社は無償で売買契約を解除することができます。この場合、弊社が落札者から購入代金の支払いを受けているときは、これを無利息で返還するものとし、落札者は弊社に対し、損害賠償その他の請求をすることができません。
- ⑤落札者は弊社に対し、引き取った作品について商品違いや汚れ、傷、破損等の瑕疵がある場合、如何なる主張もクレームも行う事はできません。
- ⑥弊社が万一誤って作品をお渡した場合は、落札者に対してその作品の返還を請求することができます。この場合、落札者は速やかにこの請求に応じて作品を返還しなければなりません。
- ⑦ワシントン条約で保護されている動物を使用した作品は海外に持ち出しすることはできません。（象牙、珊瑚、犀角、鱧皮等）